

桶川市 法人市民税の税率のご案内

1 法人税割

法人等の区分	桶川市の税率		
	事業年度開始が平成26年9月30日以前	事業年度開始が平成26年10月1日以降	事業年度開始が令和元年10月1日以降
資本金等の額が1億円以下である法人若しくは資本等を有しない法人又は法人とみなされる社団若しくは財団で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあっては分割前の法人税額）が、年400万円以下のもの	12.9%	9.7%	6.0%
上欄に該当しない法人等	14.7%	12.1%	8.4%

2 均等割

資本金等の額	桶川市内従業者数	税率（年額）
50億円超	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円超50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円超10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円超1億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下	50人超	12万円
	50人以下	5万円

3 資本金等の額

資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額から「無償減資の額」及び「欠損のてん補等」を控除し、「無償増資の額」を加算した金額をいいます。

4 均等割税率区分の判定基準

均等割税率区分の判定基準としている「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額が均等割税率区分の基準となります。